

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日（金）午後1時30分から午後2時10分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（9人）

会 長	6番	中 山 雅 史
会長職務代理	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	中 山 茂
委 員	4番	中 山 一 徳
委 員	5番	海老原 茂
委 員	7番	仲 井 一 人
委 員	8番	文 藏 雄 嗣
委 員	9番	岡 野 幸 雄
委 員	10番	榎 田 実

農業委員会事務局職員（2人）

事 務 局 長	千 葉 裕 康
事務局長補佐	大久保慎太郎

4. 欠席委員

委 員	1番	萱 橋 敏 男
-----	----	---------

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可について
議案第4号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第5号	非農地証明発行可否について
議案第6号	現況証明発行可否について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第8号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による

農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7・会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和5年11月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくようお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、11月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

10月16日に、つくば市のつくばグランドホテルで、農業委員長・事務局長会議が行われましたので、簡単にご報告いたします。

この会議は、茨城県農業会議として、令和5年度下半期の具体的な取り組みについて内容を確認したところです。

また、「食料・農業・農村基本法の見直しと農業委員会組織を巡る情勢について」の講演や、「令和6年度 国・県農業施策に関する要望について」の報告がありました。以上が、農業委員長・事務局長会議の報告になります。

最後になりますが、本日の総会は、議案9件と報告事項2件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくようお願いいたします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日は、1番萱橋委員より欠席の旨の通告がありました。出席委員は10名中9名の出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。

議事録署名委員は、3番中山茂委員、4番中山一徳委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、令和4年7月10日付、みらい農委指令第17号をもって建売住宅の許可を受けましたが、自己住宅への承継を伴う事業計画変更をするための申請になります。

申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。3番中山茂委員よりお願いします。

1. 中山茂委員

11月6日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日は、中山会長、萱橋委員、文蔵委員、菊地職務代理者、私、事務局からは大久保事務局長補佐の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの北東側になります。

本申請は、令和4年7月10日付、みらい農委指令第17号をもって建売住宅の許可を受けましたが、承継者が自己住宅を建築するため、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、受付番号1番につきましては、承認しても差し支えないと思われま
す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました
ので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある
方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のと
おり承認することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を
議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明

いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。3番中山茂委員よりお願いします。

1. 中山茂委員

11月6日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で報告したメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は4ページになります。

申請地は、■■■■の北東側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、■■■■㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金及び融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は5ページになります。

申請地は、■■■■の北東側になります。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、学校法人開智学園 開智望小学校、もりり保育園があることから3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、■■■■㎡、用悪水路1筆、16㎡の合計2筆、■■■■㎡を利

用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は1件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のためとなっております。

申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、宅地、現況、畑、面積は[]㎡、
[]字[]番[]、地目は登記、山林、現況、畑、面積は[]㎡、合計2筆、[]
[]㎡でございます。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただき
きたいと思います。3番中山茂委員よりお願いします。

1. 中山茂委員

1月6日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたし
ます。メンバーは、先程、議案第1号で報告したメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は7ページになります。

申請地は、[]の北西側になります。現地は、草刈等がされており、
きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、
容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メー
トル以内に、学校法人霞ヶ浦学園つくば国際はるかぜ保育園、小田眼科があることから
第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆、[]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となって
おります。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を
建築するための許可要件を満たしていると考えます。各委員のご審議をお願いいたしま
す。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました
ので、これより審議いたします。議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方は
挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。8番文蔵委員よりお願いします。

1 文蔵委員

1月6日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山茂委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の北西側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、借入地約190アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、■■■■■■■■■■m²を、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は10、11ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて158アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲、小麦、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、5筆、■■■■■■■■■■m²、登記、現況とも田、6筆、■■■■■■■■■■m²、合計11筆、■■■■■■■■■■m²を贈与により譲り受け、水稲、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は12ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の北西側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約4,128アールを耕作しており、水稲、陸稲を作付けする農地所有適格法人です。

申請地は、登記現況とも田、3筆、■■■■■■■■■■m²を、事業拡大のため売買により譲り受け、水稲の作付けをする予定です。

以上のことから、受付番号1番から3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。各委員のご審議をお願いいたします。

1 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1 議 長（中山会長）

続いて、議案第5号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第5号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は3件となっております。13ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、合計2筆、■■■■m²でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番1、地目は登記、畑、現

況、宅地、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。8番文蔵委員よりお願いします。

1 文蔵委員

11月6日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山茂委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は14ページになります。

申請地は、■■■■の北西側になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成7年5月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号2番、地図は15ページになります。

申請地は、■■■■の南東側になります。

今回提出されました受付番号2番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成11年5月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号3番、地図は16ページになります。

申請地は、■■■■の北西側になります。

今回提出されました受付番号3番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成14年9月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番から3番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり非農地証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第5号は原案のとおり非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて、議案第6号「現況証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第6号「現況証明発行可否について」をご説明いたします。今月の現況証明願は1件となっております。17ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²、合計3筆、■■■■■■■■■■m²でございます。説明は以上です。

1. 議 長 (中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただ

きたいと思います。2番菊地職務代理人よりお願いします。

1. 菊地職務代理人

1月6日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山茂委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は18ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの南東側になります。

証明を必要とする理由は、地目変更登記のためとなっております。

今回提出されました受付番号1番につきましては、現在、畑として使用されている状況でしたので、現況証明を発行しても差し支えないと思われれます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第6号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり現況証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第6号は原案のとおり現況証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。19ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が58筆で、157, 264㎡、畑が63筆で、47, 815㎡、合計121筆、205, 079㎡です。

貸し手が29人で、借り手が12人となります。

次に更新案件ですが、田が19筆で、51, 548㎡、畑が11筆で、24, 755㎡、合計30筆、76, 303㎡です。貸し手が13人で、借り手が11人となります。

合計では、田が77筆で、208, 812㎡、畑が74筆で、72, 570㎡、合計151筆、281, 382㎡です。貸し手が42人で、借り手が23人となります。

権利の設定開始は、令和5年12月1日、令和6年1月1日、令和6年5月1日からとなります。

詳細につきましては、20ページから27ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。24ページの受付番号98番から103番は9番岡野委員、受付番号104番から149番は7番仲井委員、受付番号150、151番は6番、私、中山が議事参与の制限となっております。したがって、4つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から97番までについて審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号1番から97番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号1番から97番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号98番から103番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

（岡野委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号98番から103番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号98番から103番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号98番から103番については原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

（岡野委員復席）

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号104番から149番について審議いたします。7番仲井委員の退席をお願いします。

（仲井委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号104番から149番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号104番から149

番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号104番から149番については原案のとおり許可することに決定いたしました。仲井委員の復席をお願いします。

(仲井委員復席)

1. 議 長 (中山会長)

続いて、受付番号150、151番について審議いたしますが、6番、私、中山が議事参与の制限となっておりますので、菊地会長職務代理者に議長を交代いたします。菊地会長職務代理者よろしくお願ひいたします。

(中山会長から菊地会長職務代理者に議長席を交代する)

1 議 長 (菊地会長職務代理者)

議案第7号の受付番号150、151番につきましては、中山会長が議事参与の制限となっておりますので、私、菊地が議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、中山会長は退席をお願いいたします。

(中山会長退席)

1 議 長 (菊地会長職務代理者)

それでは、議案第7号の受付番号150、151番につきまして審議いたします。

受付番号150、151番についてご質問のある方は挙手願ひます。

(挙手なし)

1 議 長 (菊地会長職務代理者)

質問がないようですので、採決いたします。議案第7号の受付番号150、151番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1 議 長（菊地会長職務代理者）

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第7号の受付番号150、151番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、中山会長の復席をお願いします。

（中山会長復席）

1 議 長（菊地会長職務代理者）

中山会長が議事参与の制限となっております、受付番号150、151番につきましては、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、議長を中山会長と交代させていただきます。

（菊地会長職務代理者から中山会長に議長席を交代する）

1 議 長（中山会長）

それでは、引き続き議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上審議の結果、議案第7号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。28ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が16筆で、34,789㎡です。貸し手が7人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和5年12月1日からとなります。

詳細につきましては、29ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第8号について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。議案第8号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長 (中山会長)

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても30ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が16筆で、34,789㎡です。貸し手が7人、借り手が2人となります。

権利の設定開始は、令和5年12月1日からとなります。

詳細につきましては、31ページの農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議 長 (中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第9号についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第9号は原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項2件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。議案書は32ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、みらい平地区が1件、小絹地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が1件、自己住宅建築のための使用貸借が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告いたします。議案書は33ページから36ページをご覧ください。

今回の合意解約は16件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが6件、耕作者変更のためのものが10件となっております。報告は以上です。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、11月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和5年11月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

Ⓔ

議事録署名委員

Ⓔ

議事録署名委員

Ⓔ